

## 「震源を特定せず策定する地震動」の導入に係る 「設計及び工事の計画の認可」等の後段規制への経過措置について

2022年10月24日  
日本原子力研究開発機構

日本原子力研究開発機構の所有する新規制基準対応の原子炉設置変更許可（以下、「設置変更許可」という。）を取得済みの施設であって、かつ、今後、「震源を特定せず策定する地震動」への対応として「設計及び工事の計画の認可」（以下「設工認」という。）が必要な施設は、大洗研究所にある HTTR(高温工学試験研究炉)（以下、「HTTR」という。）のみである。

HTTR においては、令和3年11月15日に「震源を特定せず策定する地震動」への対応として設置変更許可申請を行い、令和4年5月13日及び令和4年8月26日の審査会合にて内容について審査頂き、主な審査を終えたことから設置変更許可申請の補正を準備中である。審査への対応を行う中で、申請中の設置変更許可申請書に記載している基準地震動が変更となり、やや大きくなったことから、設置変更許可の補正は設備側の補強工事の有無を確認した後に実施する予定である。

設工認等の後段規制への経過措置については、補強工事の有無や補強工事の程度によって対応期間が大きく異なるため、補強工事の有無や補強工事の程度が確認できた後に経過措置期間を一律に設定するべきと考える。

なお、必要な対応期間（経過措置）についてのイメージは概ね以下のとおりである。  
実際の対応必要期間は概ね3ケースに分類される。

- ①補強工事が不要な場合
  - ②軽微な補強工事がある場合（短期間対応可能な場合）
  - ③軽微ではない工事がある場合（長期間の対応が必要な場合）
- ①のケース：設置変更許可の許可によって基準地震動が確定し、その後、設工認の申請に向けた評価する場合、許可取得から設工認の申請まで概ね1年程度の経過措置が必要。設工認の認可までの期間については審査状況によるが、1年～2年程度の経過措置が必要と考える。使用前事業者検査の経過措置は数カ月程度と考える。
- ②のケース：①のケースに加え、設工認申請前の補強工事設計（概ね1年程度）、設工認認可後の工事期間（概ね2年程度）が必要。
- ③のケース：①のケースに加え、補強工事設計期間（概ね3年程度）が必要と考えるが、工事期間については現時点で考慮することは困難。

以上のことから、現時点で全体の経過措置期間を定めることは困難であると考えているが、例えば設工認の申請までの経過措置期間の設定であれば可能と考える。